

Linux商標の調査結果のご紹介

～ 『Linux』 がLinusの登録商標じゃない！？～

JLA理事
姉崎 章博

はじめに

* 本日のお話

- * 日本Linux協会(JLA) Linux 商標ワーキンググループとして、Webに公開したLinux商標に関する調査報告
- * <http://jla.linux.or.jp/WG/TradeMark/index.html>

* 講師紹介

- * 商標の専門家でも何でもない(^_^;
- * 日本Linux協会 理事: 昨年3年目から
設立当初2年間は運営委員
- * NECで1998年からLinuxに関していろいろ。。。

* 調べるきっかけ

- * 1999年12月、商願平10-046481 へのJLAからの表明書
- * 2000年7月、あるLinux本の著者からWebmastersへの連絡

Linux商標調査

目的

日本におけるLinux商標の現状を調査・把握し、これを参照しやすくするまとめ、特許法律事務所に相談の上、「Linux」を本来のOSに意味で自由に安心して使用できること。

Linux商標の現状

2002年6月10日現在、特許庁 特許電子図書館 [「商標出願・登録情報」検索](#) で「Linux」(JIS X0208で入れる必要があります)を検索すると、下記の情報が得られます。

	商標出願・登録番号	出願日	出願人	区分	指定商品(出願されたものより省略しています)
1.	登録4333699	1998.12.10	← (株)内田洋行	18	かばん類、袋物
		2000.1.18	→登録公報発行日		
2.	登録4346339	1999.3.12	←松本 東喜雄、上原 潤	16	紙類、印刷物、写真、等
		2000.2.22	→登録公報発行日		
		2000.6.13	←全部無効審判請求(審判番号:2000-35313)、請求人:(株)アスキー		
		2000.8.23	→ 審決 : 指定商品中「印刷物」についての登録を無効とする。		
		2001.10.3	←出訴平13-435		
		2002.4.30	→東京高裁 平成13(行ケ)435 判決 : 審決を支持して、商標権者の審決取消請求を棄却。		
3.	登録4346340	1999.3.12	←松本 東喜雄、加藤 隆康	21	ガラス基礎製品、なべ類、等
		2000.2.22	→登録公報発行日		
4.	登録4353352	1999.2.26	← (有)ビジュ (代表取締役 松本 東喜雄)	25	被服、履物
		2000.3.7	→登録公報発行日		
5.	商願平10-046481	1998.6.4	←トルヴァルドズ リヌス	9	測定機械器具、電気計算機、等
		(1998.3.2)	(Linus Torvalds氏、弁理士 神保 欣正氏に商標登録出願の代理人として委任)		
		(1998.8.13)	(JLUG 「Linux(TM)に関する公開質問」 発送)		
		1999.7.16	→拒絶理由通知書発送:理由条文コード(84 第4条各号+第8条1項・第4条1項1号)		

本日の報告概要

- * Linux商標の現状
- * 商標申請の流れ
- * 結局、商標とは
- * Linux商標に関わるトラブルと対処方法

『Linux』がLinusの登録商標じゃない！？

＊ では、これ は？

「Linux は、Linus Torvalds の米国およびその他の国における登録商標または商標です。」

Linux 登録商標

2002.9.11現在

* Linux

- * 18類(カバン, 袋物等): 登録4333699(1998.12.10)
- * 21類(ガラス基礎、なべ等): 登録4346340(1999.3.12)
- * 25類(被服、着物等): 登録4353352(1999.2.26)
- * 3類(せっけん、化粧品等): 登録4576241(2001.2.13)
商願2001-019349
- * Linux World: 16類(雑誌): 登録4366581(1998.11.12)
- * LINUX WORLD: 16, 41, 42類: 登録4434135(1999.1.21)
- * LINUX PROFESSIONAL INSTITUTE
: 41類(技芸・知識の教授): 登録4521934(2000.4.12)
- * TurboLinux: 9類(電気計算機、レコード等): 登録4363268(1998.5.28)
- * OPENLINUX: 9類(電子計算機等): 登録4419035(1999.10.5)
- * TrustLinux: 42類(計算機の説明、貸与): 登録4502187(2000.1.19)
- * MihaLinux: 42類(計算機の監視): 登録4508478(2000.7.11)
- * MIRACLE LINUX: 9, 16, 35, 38, 41, 42類: 登録4510265 (2000.4.20)
- * PEACE, LOVE & LINUX: 9, 16類: 登録4579299(2001.3.8)

Linus氏の商標申請の経緯

- * 商願平10-046481:1998.6.4 トルヴァルドズ リヌス
 - * 9類:測定機械器具、電気計算機、等
 - * (1998.3.2)(Linus Torvalds氏、弁理士 神保 欣正氏に商標登録出願の代理人として委任)
- * (1998.8.13)(JLUG「Linux(TM)に関する公開質問」発送)
- * 1999.7.16 拒絶理由通知書発送:理由条文コード(84 第4条各号 + 第8条1項・第4条1項11号)
- * 1999.10.19 名称(氏名)変更届(出願人):PHT社との共同出願から、Linus Torvalds氏単独出願に変更
- * 1999.10.19 意見書 差出 (米国で第1916230号でLinus Torvalds氏の登録実績)
- * 2000.1.26 上申書 差出 (日本リ눅ス協会の表明書「需要者、取引者の誤認、混同の防止」)
- * 2000.9.18 拒絶査定 発送日
- * 2000.10.16 査定不服審判請求(審判番号:2000-16529)

Linusからのメッセージ 1998/8/15

<http://jla.linux.or.jp/WG/linux-tm/09.txt>

国外の状況を知らない人のための一言/背景:アメリカでは数年前に [Cliff:実は去年] Linux商標に関するトラブルがありまして、Linuxでないユーザが商標を武器として利用して、アメリカのLinux関連の会社に金銭的な利益を取ろうとしていました。

運良く、問題を解決することが出来て、今はアメリカでの商標の所有者は私です。私は特に商標の所有者になりたかったというよりも、私がまわりの皆さんに信用されていたようで、将来、商標の侵害を防ぐために誰かが商標の所有者にならなければいけませんでした。

アメリカでの体験を踏まえて、問題が起こる前にアメリカ以外の国でも商標を登録する活動が行われています。結果として、ヨーロッパでは私が商標の所有者になっています。そして、日本と中国ではCliffが私のためにLinux商標の登録手続きをやってくれています。

商標を登録することは単純に保護的な手段である、「Linux」という言葉を正しく使う人に対して法律的な武器として使われる予定は全くありません。

「Linux」を非Linux的なものに誤った使い方をすることが出来ないためのものです。誰かが商標の権利を持って、他の人が正当な使用を許さないためのものではありません。

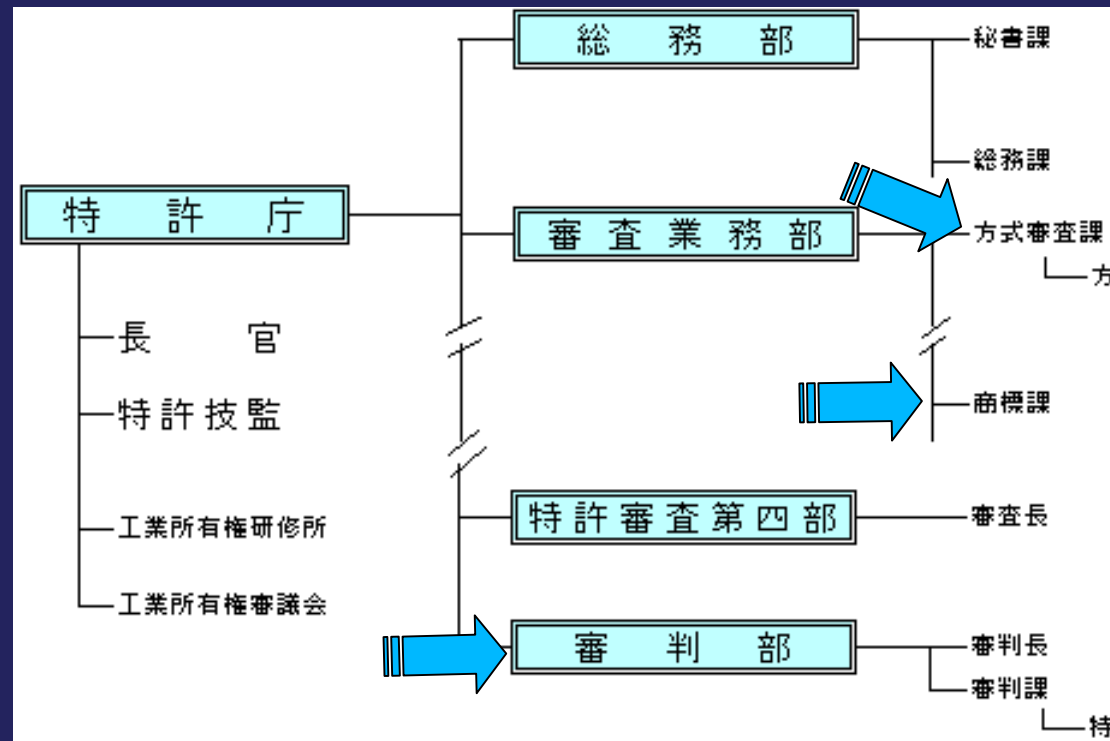
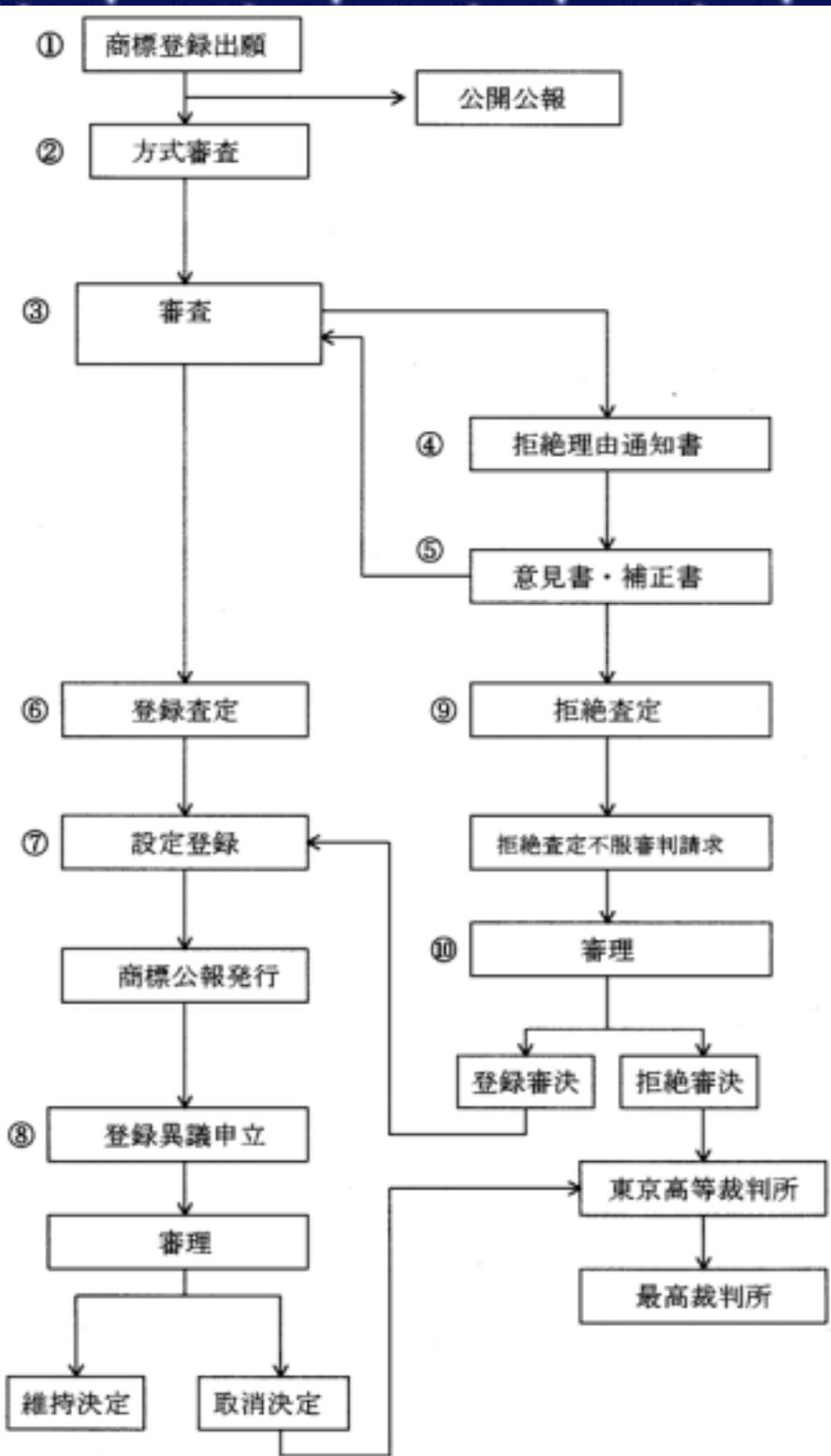
この件が気持ち良く解決出来れば、私自身は、幸いと思います。「Linux」の誤った使い方を防ぐために「Linux」の商標登録が必要だということは皆様が合意してくれると思います。そして、私が商標の所有者であれば、私が誤った使用をしないだろうと皆様が信用してくれると願っております。Cliffが商標の登録手続きを行い、皆様が使用できるようにすることに対して、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

Linus Torvalds

1998/8/15

カリフォルニア州、サンタ・クララ

商標登録の審査の流れ



登録4346339(16類)への審判請求(抜粋)

* 請求人の主張

- * …コンピュータのOSの商標として周知、著名なもの
…書籍の題号は、単にその書籍の内容を表示
…書籍以外…誤認を生じるおそれ
- * …話し合いを持ちたいとの申し入れ…不正競争の目的

* 被請求人の答弁

- * コンピュータ業界の「Linux」の正しい発音は「リナックス」ではない
- * ペンギンキャラクターにリナックスという名称をつけて絵本…販売
リナックスキャラクター関連商品を製造販売、輸入販売する予定

* 審判部の判断

- * 周知・著名な商標
- * 「印刷物」に使用した場合…リーナスと…誤認…おそれ
- * 「印刷物」以外の商品は混同のおそれがないとみる

* 審決の結論

- * 指定商品中「印刷物」についての登録を無効とする
- * 審判費用は、その2分の1を請求人負担、2分の1を被請求人負担

審決に不服な場合の東京高裁での判決

* 裁判所の判断

- * 「Linux」は、リーナス・トーバルズにより開発されたコンピュータOSを表示するものとして、本件商標登録出願前に、「Linux」の文字に接した取引者・需要者をして直ちにコンピュータOSである「Linux」を想起させる程度にまで、取引者・需要者の間に浸透して、周知・著名となっていたものと推認される。本件全証拠を検討しても、**上記推認を覆す事情は認められない。**
- * リーナス・トーバルズがOSや印刷物等にかかわる商業活動や出版業務を現実に行っているか否かは、同号の適用の有無を左右するものではないというべきである。

* 主文

- * **原告の請求を棄却する。**
訴訟費用は原告の負担とする。

結局、商標とは

- ★ 指定商品(類)が異なれば、拒絶される理由は無く登録される。
が、
- ★ 商標の態様、指定商品(役務)、先願の有無、社会状況の変化等を総合的に考慮して判断され、現時点の判断基準がそのまま、将来にわたって維持される保証は無い。
(審査の判断(基準)も社会状況等の変化により変遷する)
- ★ 特許庁が拒絶査定したとしても、それを不服として審査の上級審である審判、さらには裁判所へ出訴することも考えられ、拒絶査定 of 処分が将来にわたり支持される保証も無い。

その時々 of 状況で対応する必要がある。

その時々への対応方法とは

1. OSの「Linux」の開発者又は推進主体と関係にある者の商品又は役務のごとく混同のおそれがあり、**商標法4条1項15号**に該当する。
2. OSに係る商品又は役務について慣用されている商標「Linux」と同一で、**商標法3条1項2号**に該当する。

[注] 「慣用されている商標」とは、当初ある者の商標であったが、同種類の商品又は役務に関して同業者間に普通に使われるに至った結果、自他商品又は役務の識別力を失ったものをいう (特許庁編「工業所有権法逐条解説」第16版1052頁)
3. リーナス・トーバルズ(Linus Torvalds氏)が開発したOSに由来し、現在ではフリーソフトになって公益性を有するOSを表示する商標であって、このような商標について一私人に商標権を付与することは 穏当ではなく、**商標法4条1項7号**に該当する。

必要ならば、JLAが相談にのります。
(弁理士先生のご紹介等)

商標法 第三条 商標登録の要件

自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 二 その商品又は役務について慣用されている商標
- 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
- 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

商標法 第四条 商標登録を受けることができない商標

次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標

七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

十五 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標(第十号から前号までに掲げるものを除く。)

十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。)をもつて使用をするもの(前各号に掲げるものを除く。)

2 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを行つている者が前項第六号の商標について商標登録出願をするときは、同号の規定は、適用しない。